

～ 酒類業の振興を図るため、様々な取組を実施 ～

国税庁は、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的な取組を実施しています。

酒類業は、歴史的・文化的に重要な地場産業を形成してきたほか、近年では、地方創生やクールジャパンとして新たな価値を創出しており、その発展は地域経済や日本経済の活性化等に寄与するものです。

こうした観点から、国税庁においては、事業所管官庁として、引き続き、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興のための取組を強化していきます。

一方、酒類は致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物品であることから、社会的要請に応えるための取組にも適切に対応しています。

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

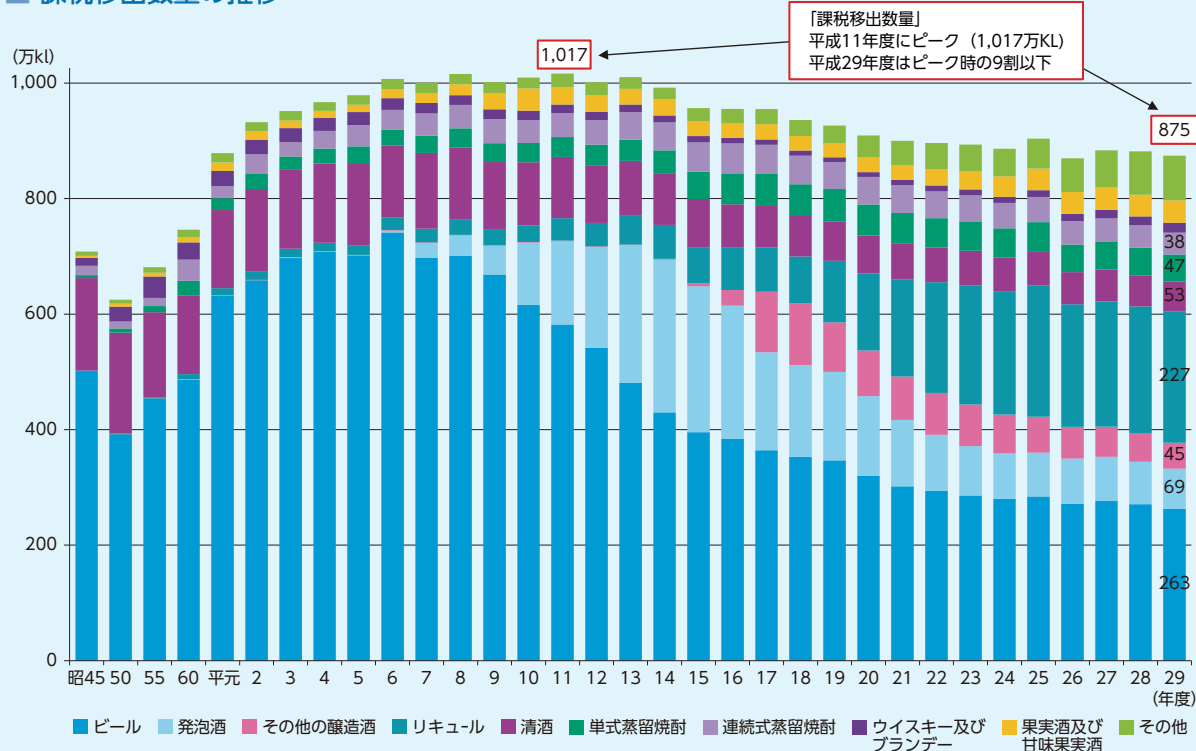
資料編

1 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税移出数量（国内出荷数量）は平成11年度の1,017万KLをピークとして減少してきています。各酒類の課税移出数量の構成比率の推移を見ると、近年、その構成が大きく変化しており、特にビールの課税移出数量が大きく減少しています。これは、ビールからチューハイやビールに類似した低価格の酒類（いわゆる「新ジャンル飲料」）に消費が移行していることが一因と考えられます。他方、近年、クラフトビールの人気が高まっています。

■ 課税移出数量の推移



（出典：国税庁統計年報）

清酒の課税移出数量は昭和48年度のピーク時から平成29年度には約3分の1まで減少していますが、清酒のうち、純米酒及び純米吟醸酒の課税移出数量や清酒全体に占める割合は増加しています。

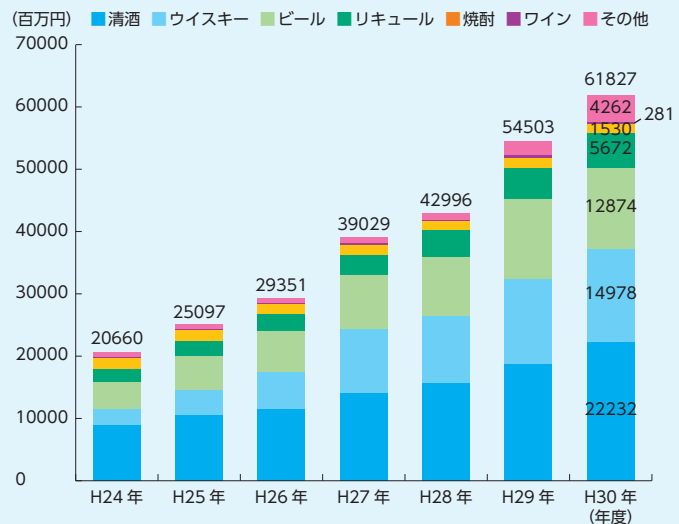
酒類業界の大半は中小企業ですが、商品の差別化、価値訴求、海外展開等に取り組み、成長している事業者も少なくありません。最近では、異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られます。

(2) 日本産酒類の輸出の状況

日本産酒類は、近年、国際的なコンクールで受賞するなど、世界的な評価が高まっています。また、世界の食市場は今後も拡大が見込まれます。

このような中、日本産酒類の輸出金額は、平成30年は約618億円(対前年比113.4%)となり、7年連続で過去最高を記録しました。

■ 最近の日本産酒類の輸出動向



(出典：財務省貿易統計)

2 国税庁の取組

～ 酒類業の振興 ～

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組んでいきます。また、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題については、行政として適切に対応を図ります。更に、中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造業の技術力の強化を支援していきます。

(1) 海外需要の開拓

イ 国際的な情報発信

日本産酒類の輸出促進のため、国際的行事等におけるプロモーション、海外の酒類専門家の酒蔵等への招聘等により、日本産酒類に対する国際的な認知度や理解の向上に取り組めます。



ジャポニスム2018でのPR



酒類専門家へのレクチャー

ロ ビジネスマッチングの支援

酒類業者等に対し、海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングの機会を提供するため、海外の酒類見本市への出展支援やバイヤー招聘等に取り組めます。



ハ 酒蔵ツーリズムの推進

酒類製造者が自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に販売した場合に消費税に加えて酒税が免税となる「酒蔵ツーリズム免税制度」が平成29年10月から施行されました。平成31年4月現在で149の酒類の製造場が免税販売の許可を取得しており、引き続き活用促進に努めます。

二 政府全体の取組 (JETRO、JFOODO等) の周知と活用促進

JETROによる各種支援策、新輸出大国コンソーシアム、農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)、日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) 等、政府全体の取組について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用促進を図ります。

ホ 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

EPA等の国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示 (GI: Geographical Indication) の保護等を求めています¹。

平成31年2月に発効した日EU・EPA²では、EUに対する日本産酒類の輸出について、①全ての酒類の関税即時撤廃、②「日本ワイン」の輸入規制の緩和、③単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和、④EU域内における酒類の地理的表示の保護を実現しました。

■ 日EU・EPAの概要

清酒・焼酎

関税

EU側は清酒の関税を即時撤廃
(焼酎は従前から無税)
日本側は清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃
(段階的撤廃)

地理的表示 (GI)

相互保護を確保
※従前は、日本の地理的表示 (GI) はEUでは保護されませんでした。

非関税措置

単式蒸留焼酎の容器容量規制が緩和され、四合瓶や一升瓶の輸出が可能となりました。
※従来は700ml等の決められた容量以外では輸出はできませんでした。

ワイン

関税

EU側、日本側ともに即時撤廃

地理的表示 (GI)

相互保護を確保
※従前は、日本の地理的表示 (GI) はEUでは保護されませんでした。

非関税措置

日本ワインの輸入規制が緩和されました。
※日本ワインであれば、EUワイン醸造規則に定められた補糖量やぶどう品種の制限に関わらず、EUへの輸出が可能となりました。
※EUワイン醸造規則に従っている旨の公的機関が発行した証明書の添付義務がありましたが、「日本ワイン」であることについての業者の自己証明によって輸出が可能となりました。

1 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された特定の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、ドバイ及びアブダビにおいて、酒類に対する規制が解除・緩和されています。

2 日本と欧州連合 (EU) との間で、貿易や投資など経済関係を強化する目的で締結された「経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)」であり、物品の貿易だけでなく、サービスや知的財産権などを含む全23章からなる包括的な協定です。

(2) ブランド化の推進

イ 地理的表示 (GI) の普及拡大

地理的表示 (GI) 制度は、酒類や農産品について、ある特定の産地ならではの特性 (品質、社会的評価等) が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名 (地域ブランド名) を独占的に名乗ることができる制度です。

ロ ワインの表示ルール

国税庁において、日本ワインの定義等を定めたワインの表示ルール (「果実酒等の製法品質表示基準」) を策定し、平成 30 年 10 月から施行されています。

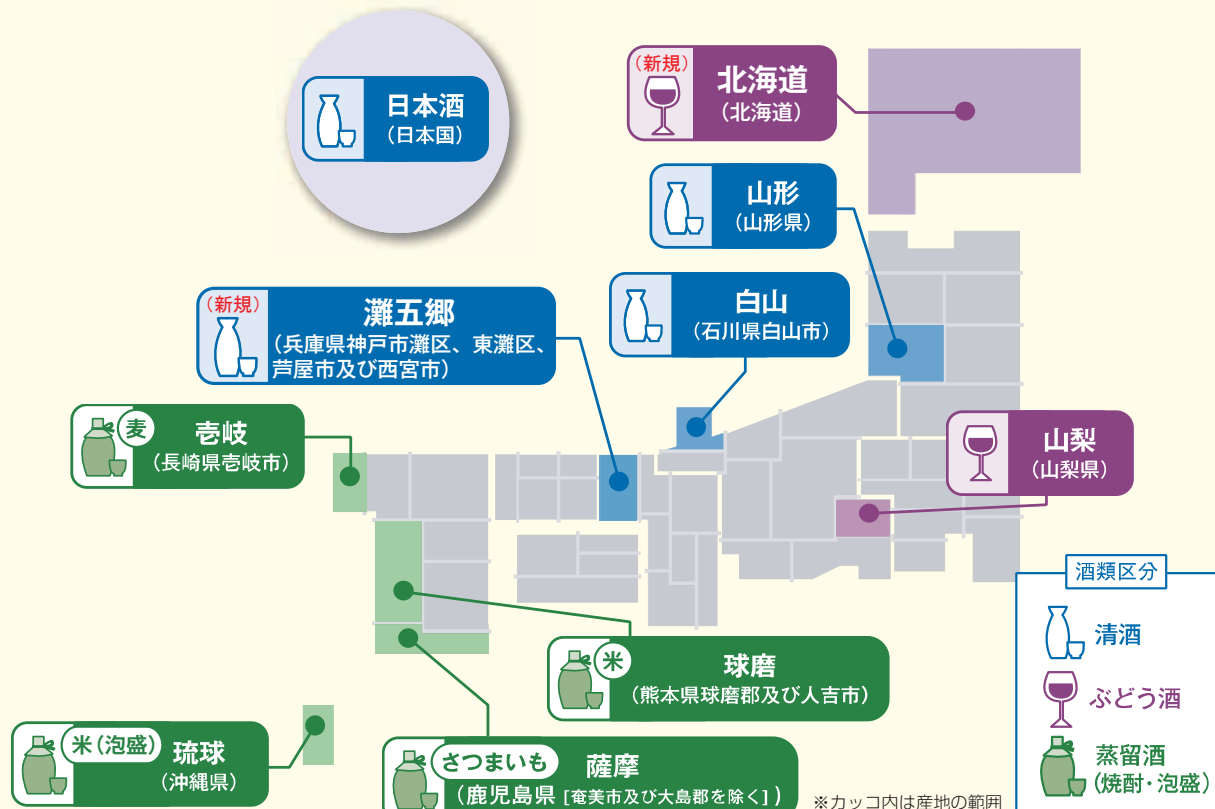
この表示ルールによって、国内に流通するワインは国内製造ワインと輸入ワインに区分され、さらに国内製造ワインの中でも国産ぶどうのみを原料としたワインが「日本ワイン」と表示されるようになりました。

コラム11 地理的表示制度の活用促進

日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図っていくためには地理的表示の活用が有効であることから、パンフレットの作成やシンポジウムの開催などによる周知・啓発を通じて、制度の活用促進を図っています。

現在、日本産酒類の地理的表示は、「酒類の地理的表示の指定状況」のとおり合計 10 件となりましたが、国レベルの地理的表示「日本酒」をはじめとする日本の地理的表示について、官民が連携して海外へ発信するなどにより認知度向上を図るほか、国際交渉などを通じて保護を求めています。

〔酒類の地理的表示の指定状況〕



コラム12 ワインの表示ルール

従来、国内では、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワインとの違いが分かりにくいという問題がありました。

こうした状況を踏まえ、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的としてワインの表示ルール（「果実酒等の製法品質表示基準」）を定めています。

- 国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒のみが「日本ワイン」と表示できます。
- また、「日本ワイン」のみが①地名、②ぶどうの品種名、③ぶどうの収穫年を表示することができます。
(注)例えば、ワインの産地名として地名を表示する場合、その地名が示す範囲にぶどうの収穫地（85％以上使用）と醸造地があること等、それぞれの表示ができる場合の要件があります。
- 海外原料を使用したワインは、表ラベルに「濃縮果汁使用」「輸入ワイン使用」等の表示が義務付けられました。また、地名やぶどうの品種名・収穫年を表示することはできません。

(3) 技術支援

イ 醸造技術等の普及の推進

各国税局には、技術部門として鑑定官室を設置しており、酒類製造者への指導や相談対応、鑑評会や研究会等の開催、酒造組合等の講習会や審査会等への職員派遣等を通じ、酒類総合研究所の研究成果をはじめ、先端技術等の普及を推進しています。

ロ 酒類の品質及び安全性に関する支援

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導を行っているほか、酒類の放射性物質に関する調査・情報提供等により安全性を確認しています。

ハ 酒類総合研究所の取組

鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等については、独立行政法人酒類総合研究所で行っています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っています。また、近年では、クールジャパン推進等の政府の重要方針を踏まえた施策にも対応するとともに、酒類に関するナショナルセンターとして、国内外の関係機関との連携の強化にも取り組んでいます。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ
(<http://www.nrib.go.jp>)をご覧ください。



輸出酒類に関する分析

(4) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援しているほか、中小企業診断士等の専門家を講師とした研修の開催、中小企業等経営強化法に定める経営力向上計画の作成支援等を行っています。

また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策（相談窓口、補助金、税制、融資等）について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいます。

(5) 沖縄振興

「琉球泡盛の海外輸出プロジェクト」を踏まえ、内閣府等の関係省庁等と連携し、沖縄県産酒類の振興に取り組んでいます。

(6) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進しています。

また、基準等の遵守状況を確認するため、酒類の取引状況等実態調査を実施し、当該調査において、基準等に則していない取引が認められた場合には、指示等を行っています。

更に、調査状況については、結果概要とともに、指示事例や基準に違反するおそれがあるとして改善を指導した事例等を公表しています。

(7) 社会的要請への対応

イ アルコール健康障害対策

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、20歳未満の者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。

政府においても、同法に基づき、「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」を閣議決定（平成28年5月）し、関係する省庁や関係団体等が一体となって、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

国税庁では、酒類小売業者に対して、酒類の陳列場所における表示義務の遵守や20歳未満の者への酒類販売の禁止の周知を徹底しているところです。

また、平成29年6月からは、酒類の適正な販売管理の確保のため、販売場ごとに選任される酒類販売管理者に係る酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

研修機会の増加に併せ、不適切な飲酒誘引の防止などに関する研修内容の充実を図るなど、引き続き社会的要請に応えるための取組を推進していきます。

ロ 資源リサイクルの推進

食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等を通じた循環型社会の構築の観点から、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行っています。

～ 酒類行政の基本的方向性 ～

1. 国税庁の任務

①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現 ②酒類業の健全な発達 ③税理士業務の適正な運営の確保

2. 酒類業界の概況

- 酒類の圏内市場は量的に飽和し、全体としては縮小傾向
- 価格競争が過度にわたる場合、事業者の体力を弱める
- 近年、低アルコール飲料のほか、純米酒、ウイスキー、ワイン、クラフトビール等も拡大
- 日本産酒類の海外での評価が高まり、輸出が増加。世界の食市場は今後も拡大見込み
- 差別化や海外展開等で成長している事業者も少なくない
- 異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られる

3. 酒類業界の主な課題

- | | | | |
|---|---|--|---|
| <p>(1) 商品の差別化・高付加価値化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者にとって分かりやすい価値訴求 ・商品のブランド化（個社、地域、JAPAN） ・農商工連携、異業種連携 ・従来の枠にとられない新たな価値機軸の展開・訴求 | <p>(2) 海外需要の開拓（インバウンド含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な認知度や理解の向上 ・非日本食市場への展開 ・現地輸入・流通業者等の開拓 ・海外の事業者・消費者に分かりやすい表示・提案 ・富裕層向け | <p>(3) 技術の活用と人材等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統技術の継承・発展 ・デジタルツールの活用 ・事業承継 ・女性の一層の活躍 ・原料の確保 | <p>(4) 公正取引の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」の遵守を通じた公正取引の確保 ・適正な販売管理の確保 |
|---|---|--|---|

4. 酒類行政の基本的方向性

酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化に取り組む

(1) 適切な法執行	(2) 酒類業の振興		
● 免許 ● 酒類業組合の監督 ● 公正取引の確保 ・ 深度ある取引状況等実態調査の実施 ・ 問題ある事業者には厳正に対処 ● 適正な表示の確保 ● 品質・安全性の確保 ● 資源リサイクルの推進 ● 20歳未満の者の飲酒防止対策 ● アルコール健康障害対策	● 官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む ● 制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に適切に取り組む ● 中小企業の経営基盤の安定に配慮するとともに、酒類製造者の技術力の強化を支援		
	主な具体的取組		
	海外受注の開拓 ● 国際的な情報発信 ● ビジネスマッチングの支援 ● 酒蔵ツーリズムの推進 ● 政府全体の取組（JETRO、JFOODO等）の周知と活用促進 ● 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉	中小企業対策 ● 業界団体の取組（近代化事業等）を支援 ● 政府全体の中小企業向け施策の周知と活用促進 ● 経営改善等の支援	技術支援 ● 先端技術等の普及の推進 ・ 事業者の指導、相談対応 ・ 鑑評会や研究会等の開催 ● 放射性物質に関する安全性の確認 ● HACCPの義務化への対応を支援 ● 酒類総合研究所の取組 ・ 先端技術等の研究開発 ・ 醸造技術者の育成 ・ 講師・審査員の派遣
	ブランド化の推進 ● 地理的表示の普及拡大 ● ワインの表示ルールの定着	沖縄振興 ● 「琉球泡盛の海外輸出プロジェクト」を踏まえ、沖縄県産酒類を振興	

〔国税庁の取組についての詳細は、国税庁ホームページの「酒のしおり」（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/shiori/01.htm>）をご覧ください。〕